

2020 年 11 月 16 日

教職員各位

(本学への訪問学者を含む)

塾監局人事部

《情報更新》教職員の海外渡航等について (2020/11/16 版)

新型コロナウイルス感染症が引き続き世界的に流行している状況をふまえ、教職員の海外渡航等について以下のとおりお願いします。なお、信濃町地区の教職員については、別途の指示に従ってください。

**1. 渡航禁止**

外務省から全世界に出されていた危険情報レベル 2 (不要不急の渡航は止めてください) は、本年 10 月 30 日付で解除されました。しかしながら、感染症危険レベルでは、レベル 3 (渡航は止めてください) が 152 か国ならびにレベル 2 (不要不急の渡航は止めて下さい) がその他の全ての国・地域に出されています。このため、教職員の海外渡航の原則禁止の措置を継続します (公私問わず)。

渡航を予定せざるを得ない場合には、事前に所属長を通じて、人事部 (人事企画担当) に必ずご相談ください。

以下のサイトを参照し十分な情報収集と適切な判断をお願いします。

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

**2. 帰国／入国**

原則として全ての国・地域からの帰国／入国については、検疫所長が指定する場所 (自宅等) における 14 日間の待機などの検疫手続が要請されています。これにより待機に入った教職員は、所属長を通じて、人事部 (人事企画担当) に必ずご連絡ください。

以下の保健管理センターサイトを参照し、この 14 日間は毎日 2 回の検温を主とする健康観察を続けてください。

<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/infection/coronavirus.html#section102>

国による検疫手続きの概要は、以下を参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000673027.pdf>

### **3. 外国人研究者/教員の受け入れ**

義塾に外国人研究者/教員を受け入れる場合には、国の定める以下「レジデンストラック」の手続きが必要となります。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)

この手続きの詳細については、三田地区は人事部（人事企画担当）、その他の地区は各地区事務室（総務担当部署）に照会ください。

（以 上）